

議案第 24 号

令和 3 年度 川根本町簡易水道事業特別会計予算

令和 3 年度川根本町の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 270,600 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、  
限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、  
50,000 千円と定める。

令和 3 年 3 月 2 日提出

川 根 本 町 長 鈴 木 敏 夫

## 第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		90
	1 負担金	90
2 使用料及び手数料		101,107
	1 使用料	101,048
	2 手数料	59
3 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
4 繰入金		61,190
	1 一般会計繰入金	61,190
	△ 基金繰入金	0
5 繰越金		3,100
	1 繰越金	3,100
6 諸収入		12
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 預金利子	1
	3 雑入	10
7 町債		105,100
	1 町債	105,100
歳 入 合 計		270,600

( 歳出 )

( 単位 : 千円 )

款	項	金額
1 総務費		38,461
	1 総務管理費	38,461
2 水道事業費		168,661
	1 水道管理費	65,714
	2 水道建設費	102,947
3 基金積立費		1
	1 基金積立費	1
4 公債費		62,476
	1 公債費	62,476
5 諸支出費		1
	1 繰出金	1
6 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出	合計	270,600

第 2 表

地 方 債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
過疎対策事業債	46,600	普通貸借 又は 証券発行	政府資金 政府資金の貸付 利率による。 その他の資金 年5.0%以内	政府資金については、その融資条件により、その他の資金は借入先との協議による。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
簡易水道事業債	58,500		ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後は、当該見直し後の利率。	
合 計	105,100			